

青森県果報

第二千十一号

平成十四年四月十九日(金曜日)

目次

○家畜伝染病の発生……………	(畜産課) ……	一
○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(総務学事課) ……	一
○市街地再開発組合理事長の氏名及び住所……………	(建築住宅課) ……	二
出先機関		
○土地改良事業計画変更の同意……………	(東地方農林水産事務所) ……	二
○右 同……………	(同) ……	二
○土地改良区の役員の就任……………	(中地方農林水産事務所) ……	二
○土地改良区の役員の就任及び退任……………	(同) ……	三
○右 同……………	(三地方農林水産事務所) ……	三
公安委員会		
○型式の検定適合遊技機……………	(生活安全企画課) ……	四
○風俗営業の営業時間の延長ができる日等……………	(同) ……	五
○平成十四年四月五日定例公告中……………	(農村整備課) ……	五

告 示

青森県告示第二百十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木 村 守 男

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	羽数	発生の場所又は区域	発生日
ニューカッスル病	鶏	患畜	二六	上北郡上北町	平成十四年四月十八日

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 特定役務の名称及び数量

県庁舎清掃作業委託一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総務部総務学事課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成十四年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

東洋建物管理株式会社

青森市橋本一丁目七の三

六 契約金額

二千四百五十七万円

七 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成十四年二月十三日

市街地再開発組合理事長の氏名及び住所

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合から、次のとおり理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 理事長の氏名

青森県知事 木 村 守 男

青森市長島一丁目一の一

平成十四年四月十九日

蛸島 長司

二 理事長の住所

青森市沖館四丁目五の二七

出 先 機 関

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、

今別町に係る次の土地改良事業の計画の変更により平成十四年四月十日同意したので、同

条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 大開

土地改良事業計画変更の同意

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、

今別町に係る次の土地改良事業の計画の変更により平成十四年四月十日同意したので、同

条第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

東地方農林水産事務所長 山 口 忠 久

一 事業名 基盤整備促進

二 地区名 二股

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、津

軽平川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

中南方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	工藤 長紀	二 南津軽郡平賀町大字杉館字宮元一一九の二	平成一四・三・二六

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

中南方農林水産事務所長 小野 祐 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	山下 美憲	黒石市大字二双字字村元一一	平成一四・三・二六
"	佐藤 光一	大字石名坂字館二四	"
"	乗田 啓逸	大字竹鼻字山元三の二	"
"	永田喜久造	大字上十川字留岡六番三二の二	"
"	佐藤津真樹	大字花巻字花巻三〇の四	"
"	今 隆俊	大字三島字村里三五	"
"	桜田 行雄	大字南中野字不動館二三	"
"	山口 金利	大字赤坂字野崎一六の四六	"
"	千葉 博	大字上十川字北原三番四八の九	"
"	鎌田 俊治	南津軽郡浪岡町大字本郷字平岡一一	"
"	村上 猛	黒石市大字上十川字留岡二番八三の七	"

監 事	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
"	長崎 小左エ門	大字牡丹平字福民四〇の一	"
"	津川 勇三	大字三島字川岸六六の一	"
"	小立 康行	大字高館字甲松坂四の三	"
"	村岡 嘉夫	大字上十川字北原四番一〇	"
"	熊沢 秀規	大字下山形字下目内四の二	"
"	山下 美憲	大字二双字字村元一一	一四・三・二六退任
"	乗田 兼雄	大字石名坂字館二四	"
"	佐藤 光一	大字高館字甲花岡二六の三	"
"	大平三千郎	大字三島字川岸七六の一	"
"	今 正昭	南津軽郡浪岡町大字本郷字豊田二六	"
"	三浦 戦悦	黒石市大字上十川字留岡六番三二の一	"
"	永田喜久造	大字赤坂字東池田一七六	"
"	山口 康秀	大字花巻字花巻一七の一	"
"	佐藤 栄治	大字南中野字不動館二三	"
"	桜田 行雄	大字牡丹平字福民四〇の一	"
"	長崎 小左エ門	大字上十川字大野一番三	"
"	宇野 福蔵	大字上十川字北原三番四八の九	"
"	千葉 博	大字上十川字留岡二番八三の七	"
"	村上 猛	大字三島字川岸六六の一	"
"	津川 勇三	大字下山形字下目内二の一	"
"	工藤 儀美		"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年四月十九日

三戸地方農林水産事務所長 平野 隆 夫

区役員の別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	下田 常春	八戸市大字豊崎町字上七崎一九	平成一四・四・一就任
理事	石渡 孝	三戸郡五戸町大字扇田字扇田九	〃
理事	赤坂 光正	八戸市大字豊崎町字滝谷四七	〃
理事	若松 勲	三戸郡五戸町大字豊間内字志戸岸八	〃
理事	嶋森 一志	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	〃
理事	古川 政貴	三戸郡五戸町大字浅水字下関川四	〃
理事	江戸 正	〃 大字浅水字浅水五〇	〃
理事	松橋 清見	八戸市大字豊崎町字浜坂脇六の二	〃
理事	川村 徳人	三戸郡五戸町大字浅水字川向一二	〃
理事	中村 雄強	八戸市大字豊崎町字下永福寺二二	〃
理事	小泉 光弘	〃 字滝谷三三	〃
理事	中川原吉則	三戸郡五戸町大字扇田字家ノ表四〇	〃
理事	三浦美佐男	〃 大字豊間内字上源兵衛二七	〃
理事	嶋森 兼一	八戸市大字豊崎町字下永福寺二四の一	〃
理事	中村 明人	〃 字下七崎四の一	〃
理事	下田 常春	〃 字上七崎一九	一四・三・三退任
理事	石渡 孝	三戸郡五戸町大字扇田字扇田九	〃
理事	赤坂 光正	八戸市大字豊崎町字滝谷四七	〃
理事	若松 勲	三戸郡五戸町大字豊間内字志戸岸八	〃
理事	嶋森 一志	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	〃
理事	古川 政貴	三戸郡五戸町大字浅水字下関川四	〃
理事	江戸 正	〃 大字浅水字浅水五〇	〃
理事	松橋 清見	八戸市大字豊崎町字浜坂脇六の二	〃
理事	川村 徳人	三戸郡五戸町大字浅水字川向一二	〃
理事	中村 雄強	八戸市大字豊崎町字下永福寺二二	〃
理事	小泉 光弘	〃 字滝谷三三	〃
理事	中川原吉則	三戸郡五戸町大字扇田字家ノ表四〇	〃
理事	三浦美佐男	〃 大字豊間内字上源兵衛二七	〃
理事	嶋森 兼一	八戸市大字豊崎町字下永福寺二四の一	〃
理事	中村 明人	〃 字下七崎四の一	〃

公安委員会

青森県公安委員会告示第十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	ファイバーパチリーグDX	株式会社三共
同	CRファイバーバイキングSX	同 右
同	マリリン	アイジーティージャパン株式会社
同	インゴット	株式会社バルテック
同	ウインクルR	高砂電器産業株式会社
同	ドリームセブンスP	同 右
同	ドリームセブンスアルファ	同 右
同	ドリームセブンスアルファX	同 右

青森県公安委員会告示第二十号

青森県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年十二月青森県条例第四十四号) 第四条第一項第三号、同条第二項及び同条第三項の規定により、祭礼その他特別の行事の行われる日及び営業時間の延長を認める地域を次のとおり定めるので、同項の規定により告示する。

平成十四年四月十九日

青森県公安委員長 橋 本 昭 一

正

誤

平成十四・四・五 第二〇〇五号	発行年月日 発行番号	公 告	区 分	四	ペー ジ	上	段	一四	行	誤	県営土地改良事業(ほ場整備事業)	正	県営土地改良事業(ほ場整備事業)(担い手育成型)(緊急農地集積ほ場整備事業)
--------------------	---------------	-----	-----	---	---------	---	---	----	---	---	------------------	---	--

農 村 整 備 課

金木桜まつり	三戸春まつり	弘前さくらまつり	行 事	祭礼その他特別の行事の行われる日	営業時間の延長を認める地域
五月六日まで	平成十四年四月二十一日から同年五月七日まで	平成十四年四月二十四日から同年五月六日まで	金木町	三戸町	弘前市

青 森 県	発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号
東奥印刷株式会社	印刷所・販売人 青森市古川二丁目七番五号

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十五円一銭